

# 平成二十一年沖繩全戦没者追悼式

六月二十三日(火)に平成二十一年沖繩全戦没者追悼式が執り行われ、戦没された方のご冥福を祈るとともに世界の恒久平和への誓いを新たにしました。



## 沖繩全戦没者追悼式

糸満市摩文仁の平和祈念公園で行われた式典には、来賓の麻生内閣総理大臣、河野衆議院議長、江田参議院議長、佐藤沖繩担当大臣など、約五、三〇〇人が参列しました。式典では、追悼のことは、平和宣言や来賓のあいさつ等がありました。麻生首相はあいさつの中で、沖繩県の基本構想を踏まえ、沖繩復興に力を尽くしたい、戦後六十四年を経た沖繩の地に、いまだ多くの不発弾等が埋没していることを心に刻み、不発弾対策を推進するとともに、米軍施設の集中による県民の負担の軽減に取り組みしていくと述べられました。河野衆議院議長、江田参議院議長も沖繩県に対するそれぞれの思いを述べられました。



あいさつを述べる麻生首相

式典終了後は、一般焼香が行われ、参列者の方々は戦没者のみ霊に手を合わせ、恒久平和を祈念していました。

## 平和宣言と平和の詩

仲井眞知事は沖繩戦の実相と教訓を胸に刻み、平和を希求してやまない「沖繩のこころ」を礎に、世界の恒久平和の確立を目指し、県民の英知と強い思いを結集し、ここ沖繩の地で全力で邁進することを宣言しました。南城市立大里北小学校六年生の比屋根憲太君は「平和のいのり」と題して平和の詩を朗読し、戦争で心と体に傷を負った祖母の姿をおして、戦争のない平和な国を作りたいという願いを込めて読み上げました。



平和の詩を朗読する比屋根憲太君

仲井眞知事の平和宣言

## 慰霊の日の関連行事

追悼式の前日の二十二日夜には、糸満市の平和祈念堂において沖繩全戦没者追悼式前夜祭、沖繩協会主催の琉球舞踊奉納が行われました。二十三日当日は沖繩県遺族連合会が主催する平和祈願慰霊大行進が行われ、炎天下の中、約一千人が糸満市役所から追悼式典会場までを徒歩で行進し、平和への誓いを新たにしました。



平和祈願慰霊大行進



# 「飲酒運転をしないさせない許さない」 県民総ぐるみの行動で、飲酒運転ゼロ!

県内の飲酒絡みの交通事故の比率は、地域や家庭における取組みで年々減少傾向にありますが、依然として人身事故・死亡事故とも全国ワーストワンです。



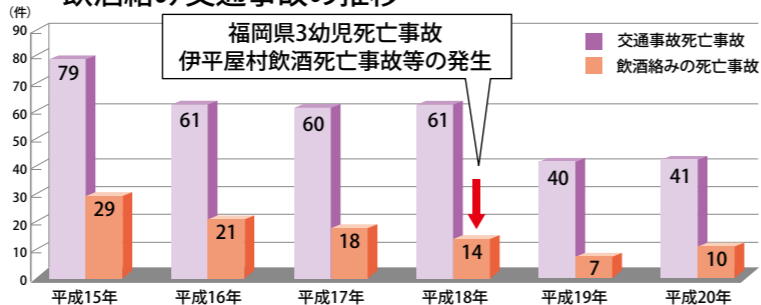
## 飲酒運転の状況

昨年の県内における交通事故死亡事故について、飲酒絡みの事故の割合は二十四・四％で、十四年連続、全国ワーストワン、人身事故については一・九七％で十九年連続ワーストワンという不名誉な記録が続いています。

また、飲酒運転で検挙された人は二千余人で、依然として全国で上位に位置し、人口千人当たりでは全国平均の四倍となっています。

今年の六月には、改正道路交通法が施行され、飲酒運転に関する違反行為の点数処分内容等が大幅に引き上げられました。交通事故や運転免許を失うことは、仕事や生活に非常に大きな困難を抱えることを十分に認識しましょう。

## 飲酒絡み交通事故の推移



## 飲酒絡みの死亡事故割合

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
交通事故死亡事故	79	61	60	61	40	41
飲酒死亡事故	29	21	18	14	7	10
構成率	36.7%	34.4%	30.0%	23.0%	17.5%	24.4%

※構成率は、交通事故死亡事故に占める飲酒死亡事故の割合

## アルコールの処理にかかる時間

体内でのアルコール処理は体重1kgにつき、1時間で0.1gという速度です。たとえば体重60kgの人が1単位(※)処理するには3~4時間かかります。体重60kgの人が飲酒して8時間後に勤務したとします、2単位ならアルコールは検出されませんが、3単位だと...? 検出されることになります。これはあくまで目安です。日頃の飲みすぎがたたって肝臓が弱っていたり、風邪薬を飲んでいたりしたら、アルコールの処理にはもっと時間がかかるかもしれません。

※1単位=純アルコール20gを含む酒量  
例)ビール中ジョッキ1杯、ワイン小グラス2杯、泡盛コップ半分

## アルコールが与える影響

県内において飲酒運転で検挙された人の四人に一人が午前六時から午前九時の時間帯であるというデータから、二日酔いでも飲酒運転になることや体内でのアルコールの処理時間など、アルコールが人体に与える影響について正しく認識していない人が多くいることがうかがわれます。また、常習飲酒運転者の背景にはアルコール依存症があることが指摘されていることから、お酒との正しい付き合い方について、愛飲家のみならず、その家族をはじめ周囲の方々も正しく理解する必要があります。

## 飲酒運転根絶に向けて

飲酒運転は運転する人だけの問題ではありません。運転する人に酒を勧めた人、酒を飲んだ人に車を貸した人はもちろんのこと、飲酒運転車両に同乗した人も運転者と同様の処分を受けることがあります。交通事故のない安全で安心して生活できる沖繩県にするため、私たち一人ひとりが「飲酒運転をしないさせない許さない」という強い意志で行動し、家庭・職場・地域など社会全体で飲酒運転根絶気運を盛り上げていきましょう。

お問い合わせ ●県民生活課 TEL.098-866-2187 FAX.098-866-2789

お問い合わせ ●県福祉・援護課 TEL.098-866-2177 FAX.098-866-2758